

# 提案要求書

令和 7 年 11 月

東 京 都

令和8年度の予算編成に当たっては、  
提案要求の実現に向けて適切な措置を  
とられますようお願いいたします。

東京都産業労働局長

田中 慎一

## 旅行者への宿泊施設に係る情報提供の適正化

(提案要求先 厚生労働省・観光庁)  
(都所管局 産業労働局・保健医療局)

- (1) 住宅宿泊事業法の届出や旅館業法の許可を受けていない違法な物件が、住宅宿泊仲介業者のウェブサイトに掲載されることを防ぐため、早急に必要な措置を講じること。
- (2) 外国人旅行者に対し、無届・無許可の物件を利用しないよう注意喚起すること。

### <現状・課題>

インバウンドが好調に推移し、宿泊施設の整備が進む一方、法令に基づく適正な手続きを行っていない物件に関する通報も増加傾向にある。現在、住宅宿泊仲介業者は、ウェブサイトへの掲載依頼を受けた物件について、届出や許可の有無を個別に確認しているが、物件数が急増する中、旅行業者における専任の管理者といった仕組みを持たない住宅宿泊仲介業者による確認には限界があり、多くの物件の届出や許可の有無を迅速かつ確実に確認できる新たな仕組みの構築が急務となっている。

また、自治体が住宅宿泊仲介業者のウェブサイトは無届・無許可の物件の掲載を確認した場合、自治体から観光庁に依頼し、観光庁が住宅宿泊仲介業者にウェブサイトからの削除を指導している。しかし、自治体が無届・無許可の物件に是正指導を行おうとした場合、ウェブサイトで得られる情報が限定的で、物件の正確な所在地、運営している事業者の名称及び連絡先を把握できず、速やかな指導が困難な場合がある。

加えて、外国人旅行者に対し、届出や許可の無い違法な物件を利用しないよう多言語での注意喚起が十分に行われていないため、外国人旅行者は所定の衛生要件等を満たさない無届・無許可の物件を知らずに利用しているおそれがある。

旅行者が安全で安心な宿泊サービスを利用できるよう、こうした課題の解消に向けた対策を早急に講じる必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 国の持つ住宅宿泊事業法の届出物件及び旅館業法の許可物件の最新情報を住宅宿泊仲介業者にリアルタイムで提供し、住宅宿泊仲介業者が届出又は許可のある物件を迅速かつ確実に確認できる態勢を早急に整備すること。また、住宅宿泊仲介業者が無届・無許可の物件に関するウェブサイトへの掲載依頼を受けた場合、その物件の住所、依頼を行った事業者名及び連絡先について、国を經由して、当該物件の所在する地域の住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する自治体に情報提供する仕組みを構築すること。さらに、無届・無許可

の違法物件の仲介を防ぐため、住宅宿泊仲介業者に対する指導監督を強化すること。

- (2) 外国人旅行者に対し、住宅宿泊事業法の届出や旅館業法の許可の無い宿泊施設を利用しないよう、多言語で広報するなど適切に周知を図ること。